

諮問第969号
令和4年4月15日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会長 山田健太 様

世田谷区長
保坂展 人



世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「教育相談業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(ほっとスクール「希望丘」運營業務委託における個人情報の項目の追加)

諮問第969号

「教育相談業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(ほっとスクール「希望丘」運營業務委託における個人情報の項目の追加)

令和4年4月22日
教育政策部教育相談・支援課

1 委託の件名

ほっとスクール「希望丘」運營業務委託

2 委託の内容

区では、心理的理由等で登校できないでいる児童・生徒のための「心の居場所」として、学校復帰や自分らしい進路の実現に向けた支援を行うほっとスクールを設置している。平成31年2月に3箇所目となる、ほっとスクール「希望丘」を開設し、「居場所機能」、「学習機能」及び「社会への適応支援機能」の充実を図る観点から、民間事業者に運營業務を外部委託により実施している。

現在、ほっとスクールに登録はあるが通室につながない児童・生徒に対して、電話や手紙による働きかけを行っている。

今後、通室への動機づけや社会的自立に向けた継続的な支援につなげるためには、より効果的な支援を行う必要があることから、ZOOM等を活用したオンラインによる学習・相談支援業務を実施する。

以上のことから、委託先の取り扱う個人情報の項目を追加する。

3 諮問の趣旨

本件は、ほっとスクール「希望丘」にて、新たにオンライン学習・相談支援業務を実施するにあたり、取り扱う個人情報の項目を追加するものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

心理的理由等により不登校の状態にある世田谷区在住の児童・生徒並びにその保護者及び家族

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

・区から委託先へ提供するもの

新たな項目：なし

- ・委託先が本人から収集するもの
新たな項目：メールアドレス、ユーザーID
- ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの
新たな項目：なし

(2) 件数(見込み)

約80件(年間)

6 個人情報を取り扱う場所

ほっとスクール「希望丘」及び区長が指示する場所

7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無

なし

8 委託先との個人情報の授受の方法

口頭、文書及びファクシミリによる

9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無

あり

10 委託先の個人情報の保護管理体制

(1) 個人情報の保護管理に関する規程を定め、職員の研修を行うなど個人情報の保護管理体制が確立している。

(2) 個人情報を含む文書は、施錠できる室内キャビネットで保管する。

(3) 入退室管理、防犯対策が講じられている。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間

令和4年5月から継続して行う。

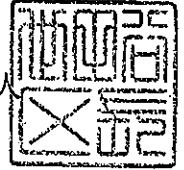
13 委託先(参考)

特定非営利活動法人東京シューレ

諮問第970号
令和4年4月15日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会長 山田健太様

世田谷区長
保坂展人



世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「清掃・リサイクル事業業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(粗大ごみリユースを促進する仕組みの実証実験)

諮問第 970 号

「清掃・リサイクル事業業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(粗大ごみリユースを促進する仕組みの実証実験)

令和 4 年 4 月 22 日
清掃・リサイクル部事業課

1 委託の件名

粗大ごみのリユースを促進する仕組みの実証実験の受付業務等の委託

2 委託の内容

区では、新型コロナウイルス感染拡大などの影響により増加した粗大ごみの量を削減するため、民間事業者と連携し、粗大ごみのリユースを促進する仕組みの実証実験を実施している。

このたび、本実証実験の延長に伴い、これまで、不要品持ち込みスポット（以下、「スポット」という。）の保管スペースの問題からリユース品の持ち込み、引き渡しができなかった大型家具等のリユースについても、実施場所が確保できる範囲の中で実施していくため以下の対応を追加で行う。

・「荷運び介助依頼書」の導入

現在、粗大ごみとして排出されるものの中にリユースが可能なものがあった場合、清掃事務所の職員がリユース品としてピックアップ回収している。清掃事務所が回収した粗大ごみの中には、スポットで取り扱っていない大型家具も含まれていることから、公共施設を臨時で借用して譲受希望者へ引き渡す事業を実施し、大型家具等のリユースを促進する。

リユース品の引き渡しにおいては、荷運びは譲受者本人の責任で行うものであるが、大型家具の場合は介助を必要とすることが想定される。一方、大型家具の運搬時には車両損壊等事故の発生も懸念されることから、譲受者が引き渡し時の介助を希望する場合は、譲受者から「荷運び介助依頼書」の提出を受けた後、区及び委託先の職員が介助するものとする。

3 諮問の趣旨

本件は、本実証実験の受付業務等委託において取り扱う個人情報の項目を追加するものであり、世田谷区個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

リユース品である大型家具等の引き渡しの際に荷運びの介助を希望する者

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

- ・区から委託先へ提供するもの
新たな項目：なし
- ・委託先が本人から収集するもの
新たな項目：氏名、電話番号
- ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの
新たな項目：なし

(2) 件数(見込み)

約30件(年間)

6 個人情報を取り扱う場所

委託先の施設、スポットの事務室及び区長が指示する場所

7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共有の有無

なし

8 委託先との個人情報の授受の方法

文書による

9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無

なし

10 委託先の個人情報の保護管理体制

- (1) 「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等に加え、個人情報保護に関する社内規程を定めて遵守し、個人情報の適切な保護に努めている。
- (2) 委託業務で取り扱う個人情報について、社内でも業務遂行上必要な者しか情報にアクセスできないよう制限を定めている。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」に準じた覚書を条件にし、委託先に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間

令和4年5月1日から令和5年3月31日まで

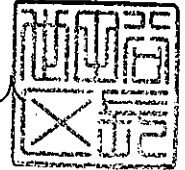
13 委託先(参考)

株式会社ジモティー

諮問第971号
令和4年4月15日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会長 山田健太様

世田谷区長
保坂展人



世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「住宅業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(東京都マンション管理状況届出制度における専門調査業務委託の個人情報の項目の追加)

諮問第971号

「住宅業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(東京都マンション管理状況届出制度における専門調査業務委託の個人情報の項目の追加)

令和4年4月22日
都市整備政策部居住支援課

《事業の概要》

平成31年3月、東京都は、分譲マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進するため、「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」(以下「都条例」という。)を制定した。本都条例に基づき、令和2年4月よりマンション管理状況届出制度が開始され、昭和58年12月31日以前に新築された6戸以上のマンションは管理状況の届出が義務化された。

区は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、都条例の事務を行っており、マンションの管理不全予防と適正管理のため、届出及び専門的見地からの訪問調査により管理状況を把握し、管理状況に応じた助言・支援を行う必要がある。

- 1 委託の件名
都条例に基づく調査業務委託

- 2 委託の内容

現在、都条例に基づく届出を受理したマンションのうち、届出書の管理組合、管理費等の項目に「無」と届出があったマンション及び未届のマンションに対して、専門的見地による外観及び管理状況の訪問調査を外部委託により実施している。しかしながら、調査対象のマンションの権利関係が把握できず、適切な助言・支援が十分にできない場合や届出者となる区分所有者の特定が難しい場合がある。

本件は、委託先に新たにマンションの権利関係の情報を提供し、事前に権利関係を把握し調査をすることで、より精度の高い助言・支援や届出率向上に向けた訪問調査を行うものである。

3 諮問の趣旨

本件は、都条例第17条に定める調査業務委託にて取り扱う個人情報の項目を新たに追加するものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

昭和58年12月31日以前に新築された6戸以上のマンションのうち、届出書の管理組合、管理費等の項目に「無」と届出があったマンション及び未届のマンションの区分所有者

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

- ・区から委託先へ提供するもの

新たな項目：権利関係（登記事項要約書又は登記事項証明書）

- ・委託先が本人から収集するもの

新たな項目：なし

- ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの

新たな項目：なし

(2) 件数（見込み）

約170件（年間）

6 個人情報を取り扱う場所

委託先の施設及び作業場所

7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無

なし

8 委託先との個人情報の授受の方法

文書及び電磁的記録媒体による

9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無

あり

10 委託先の個人情報の保護管理体制

(1) 委託先は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）

第2条第5号に定めるマンション管理士で構成されており、法第42条に定める秘密保持義務を負っている。

(2) 法人の定款で倫理規定、法令等の遵守等を定めている。

(3) 個人情報の厳格な管理基準を定め、会員教育が徹底しているなど個人情報の保護管理体制が確立している。

(4) 個人情報を含む文書及び電磁的記録媒体は、施錠可能なキャビネットで保管している。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間

令和4年5月から継続して行う。

13 委託先(参考)

東京都マンション管理士会

諮問第972号
令和4年4月15日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会長 山田健太 様

世田谷区長
保坂展



世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「住民基本台帳事務業務」、「印鑑登録事務業務」、「戸籍事務業務」、「戸籍の附票事務業務」、「身分証明事務業務」、「火(埋)葬、改葬事務業務」、「特別区民税業務」、「軽自動車税業務」及び「生活保健業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(キャッシュレス決済に係る業務委託)

諮問第972号

「住民基本台帳事務業務」、「印鑑登録事務業務」、「戸籍事務業務」、「戸籍の附票事務業務」、「身分証明事務業務」、「火（埋）葬、改葬事務業務」、「特別区民税業務」、「軽自動車税業務」及び「生活保健業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について（キャッシュレス決済に係る業務委託）

令和4年4月22日
 地域行政部 住民記録・戸籍課
 地域行政部番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課
 財務部 課 税 課
 財務部 納 税 課
 世田谷保健所生活保健課
 DX推進担当部 DX推進担当課

1 委託の件名

キャッシュレス決済に係る業務委託

2 委託の内容

現在、くみん窓口及び出張所窓口（以下「くみん窓口等」という。）では、各種手数料の支払いを現金のみ（小為替、小切手を含む。）としている。

キャッシュレス決済の普及に伴う区民ニーズの高まりに 대응するため、今後、区は、くみん窓口等にて各種手数料の支払いにおいてキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー及び二次元コード）に対応する。これに伴い、キャッシュレス決済サービスを運営する各事業者（以下「決済サービス事業者」という。）と加盟店契約を結ぶ必要が生じる。

委託先には、各決済サービス事業者との加盟店契約事務、決済データの送信、区への決済手数料の振り込み及び振込額に係る明細の作成業務を委託する。

なお、キャッシュレス決済での支払いに対応する証明書種別は、別紙のとおりである。

3 諮問の趣旨

本件は、くみん窓口等で支払い行為として行われるキャッシュレス決済に係る決済業務を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせるものであり、世田谷区

個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

くみん窓口等において、証明書等の交付手数料の支払いにキャッシュレス決済を利用する者

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

・区から委託先へ提供するもの

なし

・委託先が本人から収集するもの

氏名、クレジットカード等番号、クレジットカード有効期限、利用金額

・区及び本人以外から委託先へ提供するもの

なし

(2) 件数

17万件(程度)

6 個人情報を取り扱う場所

委託先事業者の保有するデータサーバ

7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共有の有無

なし

8 委託先との個人情報の授受の方法

文書による

9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無

あり

10 委託先の個人情報の保護管理体制

(1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」又は国際規格ISO/IEC 27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得している。

(2) 国際カードブランド設立組織「PCI SSC」によるセキュリティ基準「PCI DSS」の認定を取得している。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」に類する覚書を委託事業者と取り交わし、これを遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間

令和4年7月から継続して行う。

13 委託先（参考）

三井住友カード株式会社、株式会社ジェーシービー

14 その他

今後も、他の各種手数料・使用料の収納業務においてキャッシュレス決済を導入することが見込まれる。

このことから、今回の諮問において、区における各種手数料・使用料のキャッシュレス決済代行業務委託について包括的に審議をいただき、以後同様の外部委託については、報告事項として取り扱うこととしたい。

| 取扱窓口 | No. | 内容 | 手数料 | 予算担当課 |
|--------------------|-----|----------------------------------|--------|-----------------------|
| くみん 窓口 (区民係) | 出張所 | 1 住民票の写し、除票の写し | 300円 | 住民記録・戸籍課 |
| | | 2 住民票記載事項証明書 | 300円 | 住民記録・戸籍課 |
| | | 3 不在住証明書 | 300円 | 住民記録・戸籍課 |
| | | 4 住民票の写しの広域交付 | 300円 | 住民記録・戸籍課 |
| | | 5 印鑑登録証交付 | 100円 | 住民記録・戸籍課 |
| | | 6 印鑑登録証明書 | 300円 | 住民記録・戸籍課 |
| | | 7 個人番号カード再交付 | 800円 | 番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課 |
| | | 8 電子証明書再交付（署名用電子証明書/利用者証明用電子証明書） | 200円 | 番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課 |
| | | 9 その他行政証明 | 300円 | 住民記録・戸籍課 |
| | | 10 弁償金（軽自動車） 1 | 200円 | 納税課 |
| | | 11 軽自動車納税証明書 1 | 300円 | 納税課 |
| | | 12 納税・課税証明書 | 300円 | 納税課 |
| | | 13 犬の登録（鑑札を含む） | 3,000円 | 保健所生活保健課 |
| | | 14 犬の鑑札再交付 | 1,600円 | 保健所生活保健課 |
| | | 15 犬の注射済票交付 | 550円 | 保健所生活保健課 |
| | | 16 犬の注射済票再交付 | 340円 | 保健所生活保健課 |
| くみん 窓口 (戸籍係) | | 1 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） | 450円 | 住民記録・戸籍課 |
| | | 2 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） | 450円 | 住民記録・戸籍課 |
| | | 3 戸籍一部事項証明書 | 450円 3 | 住民記録・戸籍課 |
| | | 4 除籍全部事項証明書（除籍謄本） 2 | 750円 | 住民記録・戸籍課 |
| | | 5 除籍個人事項証明書（除籍抄本） 2 | 750円 | 住民記録・戸籍課 |
| | | 6 除籍一部事項証明書 2 | 750円 4 | 住民記録・戸籍課 |
| | | 7 身分証明書 | 300円 | 住民記録・戸籍課 |
| | | 8 不在籍証明書 | 300円 | 住民記録・戸籍課 |
| | | 9 戸籍附票の写し、戸籍の附票の除票の写し | 300円 | 住民記録・戸籍課 |
| | | 10 戸籍に関するその他行政証明書 2 | 300円 | 住民記録・戸籍課 |
| | | 11 届書記載事項証明書 | 350円 | 住民記録・戸籍課 |
| | | 12 受理証明書 | 350円 | 住民記録・戸籍課 |
| | | 13 受理証明書（上質紙を使用した婚姻届等の受理証明書） | 1,400円 | 住民記録・戸籍課 |
| | | 14 火葬許可証交付済証明書 | 300円 | 住民記録・戸籍課 |

- 1 出張所では取扱いなし。
- 2 出張所では平成改製原戸籍のみ取扱い。
- 3 事故簿は証明事項1件につき350円。
- 4 イメージデータの除籍は証明事項1件につき450円。

諮問第973号
令和4年4月15日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会長 山田健太様

世田谷区長
保坂展人



世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(精神障害者ピアサポーター養成・活躍支援事業委託の実施)

諮問第973号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(精神障害者ピアサポーター養成・活躍支援事業委託の実施)

令和4年4月22日
障害福祉部障害保健福祉課

1 委託の件名

精神障害者ピアサポーター養成・活躍支援事業委託

2 委託の内容

区では、精神障害者の社会参加支援事業として、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支え合う精神障害者ピアサポーター(以下「ピアサポーター」という。)を養成し、住み慣れた地域で支えあう地域共生社会を推進する。当事者支援に効果的な役割を果たすピアサポーターが希望する活動先で活躍できるよう、ピアサポーターの養成、フォローアップを行う事業を外部委託により実施する。

委託事業の主な内容は、以下のとおり。

【事業内容】

ピアサポーターの養成研修や、ピアサポーターと協同して活動することを希望する者又はピアサポーターの活動に関心のある者(以下「協同希望者」という。)への研修、個々に応じたピアサポート活動の体験学習・実習先とのマッチング、活動後のフォローアップなど、ピアサポーター活躍支援に求められる機能を提供する。具体的な業務は、以下のとおり。

- (1) 精神障害者ピアサポート研修(基礎研修)の実施
- (2) ピアサポーター登録・活躍支援
- (3) 精神障害者ピアサポート研修(専門研修)の実施
- (4) 協同希望者向け研修の実施
- (5) 体験学習の実施に係る調整
- (6) 精神障害者ピアサポート研修(フォローアップ研修)の実施
- (7) 実習(インターンシップ)の実施に係る調整

3 諮問の趣旨

本件は、ピアサポーター養成・活躍支援事業を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせるものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

- (1) 精神障害又は精神疾患の経験がある者で、ピアサポーターの担い手となることを希望する18歳以上の区民(以下「ピアサポーター希望者」という。)
- (2) 協同希望者

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

- ・区から委託先へ提供するもの

ピアサポーター希望者

氏名、住所、生年月日、電話番号、病名、利用医療機関、所属、日頃の相談先、ピアサポーター養成研修受講動機

協同希望者

氏名、住所、生年月日、電話番号、所属、ピアサポーター養成研修受講動機

- ・委託先が本人から収集するもの

ピアサポーター希望者

メールアドレス、金融機関口座情報(金融機関名・店名・口座種別・口座番号・口座名義)、生活歴(病歴・受診歴を含む。)、ピアサポート活動に対する意向、研修の振り返り内容

協同希望者

メールアドレス、ピアサポート活動に対する意向、研修の振り返り内容

- ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの

なし

(2) 件数

ピアサポーター希望者 15件(年間)

協同希望者 10件(年間)

6 個人情報を取り扱う場所

委託先の施設及びピアサポート活動の実施先

7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無

なし

8 委託先との個人情報の授受の方法
文書及び電磁的記録媒体による

9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無
あり

10 委託先の個人情報の保護管理体制

(1) 個人情報保護管理に関する内部規程により要配慮個人情報が含まれたデータや書類等を厳重に管理すること等が定められ、個人情報の保護管理体制が確立されている。

(2) 個人情報を含む文書及び電磁的記録媒体は、施錠できる保管庫内で保管している。

(3) 個人情報を取り扱うパソコン等がネットワークに接続されている場合は、不正アクセス及びウイルスの侵入、拡散を防止するための措置を講じている。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間

令和4年7月から継続して行う。

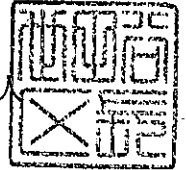
13 委託先(参考)

未定

諮問第974号
令和4年4月15日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
会長 山田健太様

世田谷区長
保坂展人



世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(はり・きゅう・マッサージサービス受付業務委託の個人情報の項目の追加)

諮問第974号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(はり・きゅう・マッサージサービス受付業務委託の個人情報の項目の追加)

令和4年4月22日
高齢福祉部 高齢福祉課
障害福祉部 障害施策推進課

1 委託の件名

はり・きゅう・マッサージサービス受付業務委託

2 委託の内容

区では、高齢者及び障害者を日常的に介護している家族に対し、高齢者には健康保持・増進を、障害者を日常的に介護している家族には心身の疲労を解消することを目的として、はり・きゅう・マッサージを受けられるサービスを外部委託により実施している。

現在、当該サービスの利用を希望する者は、区のホームページやまちづくりセンターで配布しているチラシ等を参照し、往復はがきにより抽選申込みを行うことを基本としている。

令和4年度より申込方法を見直し、通常はがき、FAX又は電子メールによる申込方法に変更する。

抽選結果については、通常はがき及びFAXで申し込んだサービス利用希望者には通常はがきにより、電子メールで申し込んだサービス利用希望者には電子メールにより回答する。

3 諮問の趣旨

本件は、はり・きゅう・マッサージサービス受付業務委託において取り扱う個人情報の項目を追加するものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

電子メール及びFAXで申し込んだ、はり・きゅう・マッサージサービス利用申込者及び利用者

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

(1) 個人情報の項目

- ・区から委託先へ提供するもの
新たな項目：なし
- ・委託先が本人から収集するもの
新たな項目：メールアドレス、FAX番号
- ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの
新たな項目：なし

(2) 件数(見込み)

- FAX 約250件(年間)
- 電子メール 約250件(年間)

6 個人情報を取り扱う場所

委託先の施設、事業実施場所

7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者と共用の有無

なし

8 委託先との個人情報の授受の方法

口頭及び文書による

9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無

あり

10 委託先の個人情報の保護管理体制

- (1) 個人情報を含む文書は、施錠できるキャビネット等にて保管する。
- (2) パソコンは通常時には施錠された場所で保管し、限られた社員のみがセキュリティロックを解除し使用できる運用としている。
- (3) 文書及びデータは、常に正確及び最新のものとして管理し、紛失、破損、改ざん、漏えい、その他の事故を防止するとともに、保有個人情報等の管理が必要でなくなったときは、これを速やかに廃棄し、又は消去する。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

- 12 委託の開始時期及び期間
令和4年4月22日から継続して行う。
- 13 委託先（参考）
株式会社LenS（レンズ）

令和4年度第1回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 報告事項に関する質問及び回答

回答所管課：報告第343号 高齢福祉課

報告第344号 感染症対策課

| No | 質問 | 回答 |
|---------|--|--|
| 報告第343号 | <p>区は、今回、東京ヤクルト販売株式会社と協定を締結していますが、ヤクルトと契約を結んでいる区民のみが対象者となるのか、契約以外の区民も対象者となるのか、本人外収集の対象者の範囲について教えてください。</p> | <p>この協定は、協定を締結した事業者に、日常の業務の中で発見した高齢者の異変を区に通報していただき、あんしんすこやかセンター、各総合支所保健福祉課、生活支援課等が連携して対象者の状況確認、訪問などを行い、必要な支援につなげる取組みです。</p> <p>事業者による見守りは、協定を締結した事業者の顧客に限らず、区内に居住する高齢者を対象としています。</p> |
| | <p>「要支援者情報の提供」とあるが、後期高齢者の方なのか、要介護3以上などか、対象者の条件を教えてください。見守りの必要性を感じておりますので、事業の継承は良い事であると感じております。私の認識不足で以前話されている事だとは思いますが、教えていただきたいと思えます。</p> | <p>対象者の範囲は、上記の回答のとおりです。</p> <p>なお、当該協定書では、「要支援者」を介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は2と認定された者ではなく、世田谷区内に居住する行政による支援を必要とする高齢者と規定しています。</p> |
| | <p>これまで、事業者が、訪問等で「把握した異変」の区への通報により、「要支援者に必要な支援」に結びついた事例の概要とポイントを参考までに御教示願います。</p> | <p>協定締結事業者からの通報数は、年度により変動がありますが、令和2年度は67件の通報がありました。令和3年度実績は集計が終わっていませんが、参考として令和2年度通報実績を添付します。</p> |

| No | 質問 | 回答 |
|---------|---|--|
| 報告第343号 | <p>昨今、ヤクルトの販売員や郵便局員が高齢者の見守りをしていることは聞いており、社会ぐるみで高齢者の見守りをすることはよいことだと思います。ただ、委託先の事業者により、ルールやガイドラインが違うことはないでしょうか。例えば「異変」という場合、どのような場合を指すのでしょうか。また、そのような「異変」があった場合、委託先の事業者にとっては「顧客」の情報であり、当然、常連客の誰が、いつ、どういう状態だったか、どのように情報管理をしているのでしょうか。それは区の方からガイドライン等の共通の基準のようなものを示した上で、協力してもらっているのでしょうか。例えば、本当に危険を伴う、(ただちに救急車を呼ぶ必要があるなど)緊急の場合は、ただちに社や支社の上司や責任者に報告する会社員としての義務があり、場合によっては離れて暮らす家族にも知らせる必要がある場合、緊急連絡先の情報収集など各事業者の判断基準や個人情報の取り扱いに違いがあり、事業者により判断がまちまちになり、区民が不利益を被ることはないでしょうか。平成28年度の審議会ですでに審議が行われているとのことで、すでに区側から回答されているかもしれませんが、改めてお聞かせください。</p> | <p>事業者が発見する異変は、例えば、配達時に応答がなく郵便受けがいっぱいになっている、顧客が何度も同じことを確認する、路上で同じ場所を行き来している等が想定され、発見する状況は、配達等での訪問時、店舗での接客時等、業態や場面により様々です。</p> <p>協定の締結にあたっては、世田谷区内で展開する業務や見守り体制等について、相談・事前協議として事業者と面談を行い、区の高齢者見守り協定の趣旨や取り組み内容について説明したうえで、協力を得られるときに協定を締結しています。</p> <p>ご質問のとおり、顧客情報の管理や運用は事業者により異なります。事業者の業務に支障のない範囲で協力を得るために、あらかじめ区の標準協定書と社内規程及び運用との整合を確認してもらうほか、区から異変の例、気づいた際の対応方法及び通報・連絡先を示すことで、協定に基づく通報の判断にばらつきがないよう工夫をしています。</p> <p>また、協定締結後は、高齢者見守り協定連絡協議会への出席を求め、高齢者見守りの情報共有を図っています。</p> |

| No | 質問 | 回答 |
|--|---|--|
| 報告第344号 | <p>質問用紙を封入する段階では、当然、送付先として、調査に協力してくれる人の住所や氏名が書かれていると思いますが、分析・研究するどの時点で、対象者が匿名となるのでしょうか。</p> | <p>対象者にご返信いただく封筒及び調査票には、対象者の氏名や住所等の個人情報の記載はございません。また、大学院に渡す調査結果及び分析データにも氏名や住所等の個人情報の記載はありませんので、分析・研究において個人を特定することはできません。</p> |
| | <p>3(2)で、大学院としては「専門的見地から更なるデータ分析を進めた」ということですが、これは医学者としての研究なのか、世田谷区にはその分析結果の情報は「社会的還元」されるのでしょうか。区民の税金で区側から「委託」している案件なので、当然、研究結果はすべて、世田谷区民、ひいては国民全体の医療・福祉の向上の情報として公開されるべきであることは、大学側にも伝えておくべきではないかと考えます。</p> | <p>3月28日の区長記者会見にて分析結果を公表し、現在、区のホームページにもその分析結果を公開しております。また、分析結果を含め、国や東京都へ情報提供し、後遺症に関する治療の確立等と併せ、社会的な側面での支援の検討に役立ててまいります。</p> |
| | <p>3(2)で、「専門的見地から更なるデータ分析を進めた」とありますが、更なるデータ分析とはどのようなものか差し支えない範囲で結構ですので、お教えてください。</p> <p>5の調査分析委託から区が得た調査結果や項目をアドバイザー委託として東大大学院がさらにどのように分析したかにも関わりますのでお教えてください。</p> | <p>後遺症状は、陽性者の属性や地域による差が生じていることや、これらの後遺症が及ぼす地域社会への影響、ワクチン等による予防の可能性等についてご報告いただいております。また、世界の感染状況や他自治体での後遺症調査の結果なども踏まえ、国として実態把握や対策に取り組む必要性などについてもご示唆いただきました。</p> <p>これらの分析結果を踏まえ、区では、国や都への要望に加え、医療や就労相談窓口の拡充等、治療方法の確立等と併せ、社会的な側面での支援についても検討してまいります。</p> |
| <p>5(1)の「委託先が本人から収集するもの」の「調査分析委託」に記載されている項目は、実施するアンケートの項目そのものということなのでしょうか？</p> | <p>ご理解のとおりです。</p> | |

| No | 質問 | 回答 |
|---------|--|---|
| 報告第344号 | <p>分析を行う機関として「東京大学大学院」とありますが、実際に分析するのは、大学院の研究者（教授や准教授、専任講師や助教など専任の教員）なのか、大学院生なのか、その両方なのか、また、基本的には、医学研究科の研究者と考えてよろしいのでしょうか。</p> | <p>大学院内で、情報提供する範囲を事前に関係者名簿として提出を受けた者限りとしており、メンバーには、医学研究科をはじめ心理学やリハビリ学の教授、准教授のほか、東京大学大学院の院生も参加しております。</p> |
| | <p>「アドバイザー委託」による「更なるデータ分析を進める」基礎となる「調査(分析)結果及び分析データ」の原票は、区への返還・回収を求めるのではなく、「業務完了後の処分」とされている理由は何故なのでしょうか。また、「処分」の実効性の担保・確認はどのようになされるのでしょうか。</p> | <p>調査結果及び分析データは、CSV形式のデータにより委託先に渡しており、原本の返還や回収が難しいため、業務完了後の処分を条件としております。 データの処分については、大学院への依頼に際して、参加するメンバー全員と「個人情報の取り扱いに関する誓約書」を取り交わしており、データ処分を含めた適正な取扱いを実施しております。</p> |
| | <p>納品した後の委託先のデータ処理はどのようになっているのか教えてください。</p> | <p>委託先での業務完了後は、復元できないよう直ちに処分することとしております。</p> |

令和2年度 緊急対応の通報実績

参考資料（報告第343号関連）

高齢福祉課

| | | | 世田谷地域 | 北沢地域 | 玉川地域 | 砧地域 | 烏山地域 | 合計 |
|-----|-------------|---------------|-------|------|------|-----|------|-----|
| 性別 | 男 | | 13 | 3 | 0 | 17 | 6 | 39 |
| | 女 | | 20 | 14 | 2 | 27 | 8 | 71 |
| | 不明 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 年齢 | 60代 | | 1 | 0 | 0 | 4 | 1 | 6 |
| | 70代 | | 11 | 6 | 0 | 8 | 1 | 26 |
| | 80代 | | 12 | 9 | 1 | 24 | 7 | 53 |
| | 90代 | | 8 | 2 | 1 | 7 | 3 | 21 |
| | その他 | | 1 | 0 | 0 | 1 | 3 | 5 |
| 通報者 | 世田谷区協定締結事業者 | 新聞 | 12 | 0 | 1 | 12 | 4 | 29 |
| | | 不動産・住宅 | 2 | 4 | 0 | 16 | 6 | 28 |
| | | 生協・配食 | 4 | 1 | 0 | 3 | 0 | 8 |
| | | ライフライン | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | | 金融 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | その他（区協定締結事業者） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 都協定締結事業者 | 11 | 3 | 0 | 7 | 1 | 22 |
| | | その他事業者 | 0 | 4 | 1 | 1 | 1 | 7 |
| | | 介護・看護関連 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 4 |
| | | その他 | 4 | 4 | 0 | 1 | 2 | 11 |
| 結果 | 救急搬送 | | 3 | 4 | 1 | 2 | 1 | 11 |
| | 死亡 | | 6 | 2 | 0 | 10 | 3 | 21 |
| | その他 | | 24 | 11 | 1 | 32 | 11 | 79 |
| 合計 | | | 33 | 17 | 2 | 44 | 15 | 111 |

通報内容（抜粋）

| 通報者 | 結果 | 異変の概要 | 対応 |
|------------------|------|---|--|
| 新聞 | 死亡 | 1週間くらい、 <u>新聞がたまっている。</u> | 警察へ通報。警察・消防が入室し、本人死亡を確認した。 |
| 不動産・住宅（都協定締結事業者） | その他 | 毎月家賃を持ってきてもらっているが、支払日ではない日にきて <u>物をとられた</u> など言うので心配している。 | 認知症専門医へのつなぎ、介護保険申請・サービス利用支援、成年後見制度申請支援を行う。 |
| 不動産・住宅 | その他 | <u>家賃を滞納</u> している。 | 息子に連絡し直接事業者に電話してもらう。地域包括職員が本人に電話。外出ができていないが、毎週息子が訪ねてきていることを確認。 |
| 銀行（都協定締結事業者） | その他 | <u>帰り道がわからず</u> 不安な様子である。 | 地域包括職員かけつけ、落ち着いて話を伺うと住所が分かった。近隣であったため地域包括職員が本人宅までお送りした。 |
| 生協・配食 | 救急搬送 | <u>玄関のドアの向こうからうめき声がする。</u> | 自宅で倒れており、救急搬送。入院となった。 |
| 生協・配食 | 死亡 | 毎週金曜日に配達。当日はいつもと異なり <u>応答なく電話も通じなかった。</u> | 警察へ通報。警察・消防が入室し、本人死亡を確認した。 |

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会第1回小委員会の検討状況について

1 主な議論の内容

令和4年2月10日付諮問第968号「令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方について」に関して、同年3月23日に第1回小委員会を開催した。

第1回小委員会では、「世田谷区の3つの基本方針」を確定した。また、「現行条例と改正法の比較課題整理一覧表(検討素材)」をもとに、改正法の全体像を確認して個別案件を審議した。引き続き、小委員会を開催し、議論を深めていく。

2 委員名簿

(1) 小委員会委員

| 氏名 | 現職等 | 備考 |
|-------|---------------------|-----|
| 斉木 秀憲 | 国土館大学法学部・大学院法学研究科教授 | 委員長 |
| 山田 健太 | 専修大学文学部ジャーナリズム学科教授 | |
| 土田 伸也 | 中央大学法科大学院教授 | |
| 菅野 典浩 | 弁護士 | |
| 高山 梢 | 弁護士 | |
| 中村 重美 | 世田谷地区労働組合協議会 | |

(2) オブザーバー委員

| 氏名 | 現職等 | 備考 |
|-------|---------------|----|
| 山辺 直義 | 弁護士、システム監査技術者 | |

(以上、敬称略)

3 今後のスケジュール(予定)

令和4年4月21日 第2回小委員会

5月12日 第3回小委員会

5月31日 審議会へ小委員会意見書を提出

6月17日 令和4年度第2回審議会(通常諮問案件の審査)

6月24日 令和4年度第3回審議会(本件法改正に係る諮問審査)

6月30日 諮問第968号に対する答申を区長あて提出

小委員会のスケジュール（案）

| 日 時 | 主な議論内容等（予定） |
|--|--|
| 第 1 回 令和 4 年 3 月 2 3 日（水） 1 4 時～ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針 ・ 開示、訂正、利用停止（手数料） ・ 開示、訂正、利用停止（手続） ・ 行政機関等匿名加工情報の提供 ・ 定義（条例要配慮個人情報） |
| 第 2 回 令和 4 年 4 月 2 1 日（木） 1 8 時～ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の論点整理と確認 ・ 個人情報業務登録簿等の作成・公表 ・ 開示、訂正、利用停止（不開示範囲） ・ 審議会への諮問 |
| 第 3 回 令和 4 年 5 月 1 2 日（木） 1 8 時～ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の論点整理と確認 ・ その他の論点 ・ 小委員会意見書案の検討 |
| 令和 4 年 5 月 3 1 日（火） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小委員会意見書の確定 ・ 情報公開・個人情報保護審議会へ小委員会意見書の提出 |

令和 4 年 3 月 2 3 日

新たな個人情報保護制度を構築するうえでの
「世田谷区の 3 つの基本方針」(案)

- 1 世田谷区はこれまで実施してきた、区民の個人情報保護に係る先進的かつ丁寧な保護施策を維持・発展させるよう努めること。
- 2 区が扱う個人情報は、原則、区民が情報主体であることを十分に意識し、今後は一層、その実効性を担保しうる運用上の工夫に努めること。
- 3 行政への区民参加・区民監視の制度として審議会制度が有効であることを確認し、情報公開・個人情報保護審議会を今後も十分に機能させていくこと。

以上

現行条例と改正法の比較課題整理一覧表 (検討素材)

この表は、現行の世田谷区個人情報保護条例の規定と令和 3 年改正個人情報保護法の規定を比較し、課題となり得る事項の全体像のイメージがわかるものとして事務局で整理したものであり、小委員会での検討素材としての資料です。

なお、以下の表において、「影響」の項目については、改正法の規定が現行条例の規定と大きく異なるなど、事務局が改正に伴う影響度合いが高いと考える事項を「高」と記入しております。こちらも検討素材の一つとしていただければ幸いです。

(凡例 : 新条例に規定できると考えられるもの)

| 現行条例の関係部分 | 見出し | 新条例への規定の可否 | 検討すべき課題事項 | 影響 | 改正法の関係規定 |
|---|---|---|---|------------------------------|--------------------|
| 第 1 章 総則 (第 1 条 ~ 第 5 条) | 目的・趣旨 | | ・新条例への規定の要否 | | 第 1 条、 第 3 条 |
| | 定義 | | | | |
| | ・定義の統一化 | | ・各用語の定義の確認、統一化に伴う留意事項 | | 第 2 条、 第 60 条 |
| | ・死者の取扱い | | ・保護や手続に係る規律の要否等 | | 第 2 条 |
| | ・条例要配慮個人情報 | ○ | ・区独自規定の要否 (L G B T、D V 等) | 高 | 第 60 条第 5 項 |
| | 対象 (実施機関) | | | | |
| | ・区議会 | | ・改正法の適用対象外 (規律の内容等は、区議会が自律的に検討) | 高 | 第 2 条第 11 項第 2 号 |
| 責務 | | | | | |
| ・区の機関、事業者、区民の各責務 | | ・新条例への規定の要否 | | 第 5 条、 第 12 条 ~ 第 14 条 | |
| 施策 | | | | | |
| ・事業者等への支援 ・苦情処理のあっせん | | ・区内事業者や区民に対する支援の方法 ・事業者と区民との間に生じた苦情処理の方法 | | 第 13 条、 第 14 条 | |
| 第 2 章 個人情報等の収集及び登録 (第 6 条 ~ 第 9 条) | 取扱いの制限 | | | | |
| | ・収集の制限 | | ・本人以外からの収集やセンシティブ情報の収集に係る直接的な制限規定がなくなることに対する評価・留意点 | | 第 61 条 ~ 第 64 条 |
| | ・利用・提供の制限 | | ・制限の解除要件が変わることに対する評価・留意点 | | 第 69 条 |
| | ・提供先への措置要求 | | ・改正法の規定の確認 (外国にある第三者、個人関連情報、仮名加工情報に係る規定あり) | | 第 70 条 ~ 第 73 条 |
| | ・電算処理の制限 ・オンライン結合の制限 | | ・制限に係る規定がなくなることに対する評価・留意点 (安全管理措置等を通じた安全性の確保、セキュリティ対策等) | 高 | 第 66 条 |
| 第 3 章 個人情報等の管理 (第 10 条 ~ 第 13 条) | ・審議会手続 | | ・制限解除に係る審議会への意見聴取手続がなくなること (今後の審議会の役割、審議会条例の改正) | 高 | 第 129 条 |
| | 第 4 章 個人情報等利用及び提供 (第 14 条 ~ 第 16 条の 2) | 適正な管理、安全管理措置 | | | |
| 第 5 章 電子計算機による処理 (第 17 条、 第 18 条) | ・区内部における適正管理等 | | ・漏えい等の防止 ・適正管理のための体制確保 | | 第 65 条、 第 66 条 |
| | 個人情報管理責任者の設置等 | | | | 第 66 条 |
| | ・委託等に伴う措置 | | ・委託する際に区が留意すべき点 ・委託先における措置 (新法の規定の確認) | | 第 66 条 |
| | ・従事者の義務 | | ・改正法の規定の確認 | | 第 67 条 |
| 新規 | ・漏えい等の委員会報告と本人通知 | | ・事故対応や再発防止の体制 | | 第 68 条 |
| 第 2 章 個人情報等の収集及び登録 (第 9 条) | 個人情報ファイル簿 | | | | |
| | ・個人情報ファイル簿の作成・公表 | | ・「電子個人ファイル」との関係 (業務単位の把握とファイル単位の把握) ・作成の義務がない 1,000 人未満の電子個人情報ファイルの取扱い | | 第 75 条 |
| | ・個人情報業務登録簿等の作成・公表 | ○ | ・個人情報業務登録簿等の継続の要否 | | 第 75 条第 5 項 |

| 現行条例の 関係部分 | 見出し | 新条例への 規定の 可否 | 検討すべき課題事項 | 影響 | 改正法の関 係規定 |
|---|----------------|--------------------|--|-----------------|--|
| 第6章 保有個人 情報等の開 示、訂正及び 利用停止の請 求 (第19条～ 第41条) | 開示、訂正、利用停止 | | | | |
| | ・不開示範囲 | ○ | ・不開示範囲の調整(情報公開条例と整合を図るもの) | | 第78条 |
| | ・開示方法 | | ・電磁的記録の開示方法(行政機関等が定める方法) ・現状にそぐわない規定や取扱いの見直し | | 第87条 |
| 第7章 救済の 手続 (第42条～ 第45条) 審査会条例 | 審査請求 | | | | |
| | ・諮問、審理手続 | | ・審査会条例の改正 | | 第105条～ 第108条 |
| 【経過措置】 新規 | 行政機関等匿名加工情報の提供 | | | | |
| | ・提案の募集、審査等 | | ・新法の規定の確認 ・審査基準及び加工基準(規則)の確認 ・手数料の検討 ・適正な取扱いを確保するために留意すべきこと | | 第110条～ 第114条、 第117条、 第118条 |
| | ・契約の締結 | | | | 第115条、 第120条 |
| | ・匿名加工情報の作成 | | | | 第109条、 第116条 |
| | ・手数料 | ○ | | | 第119条 |
| ・匿名加工情報の取扱い (識別行為の禁止等、取扱い に係る義務、従事者の義務な ど) | | | | 第121条～ 第123条 | |
| 第8章 雑則 (第46条～ 第52条) 審議会条例 | 雑則等 | | | | |
| | ・手数料 | ○ | ・手数料の検討(情報公開条例との整合も考慮) | | 第89条 |
| | ・運用状況の公表 | | ・個人情報保護委員会による公表の確認 | | 第165条 |
| 新規 | 個人情報保護委員会との関係 | | | | |
| | ・委員会による監視 | | ・改正法の規定の確認 | | 第156条～ 第160条 |
| ・施行の状況の公表 ・情報の提供、技術的な 助言の求め ・条例の届出 | | | | 第165条～ 第167条 | |
| 第9章 罰則 (第53条～ 第56条) | 罰則 | | | | |
| | ・罰則 | | ・現行条例による罰則との異同の確認 | | 第176条、 第180条、 第181条、 第183条、 第185条第3 号 |